安保法制違憲・国家賠償請求事件

意　見　陳　述　書

－今、なぜ安保法制の違憲訴訟か－

２０１８（平成３０）年１２月１９日

名古屋地方裁判所　御中

弁護士　寺　井　一　弘

私は、「安保法制を違憲とする国家賠償請求訴訟」の代理人の一人である東京弁護士会所属の弁護士の寺井一弘であります。「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」の代表をつとめております。

本件訴訟の第一回期日である本日、原告の方々と私ども代理人とに意見陳述の機会を与えていただいた裁判所に心から感謝して敬意を表したいと思っております。

私からはまず、本件訴訟にかける私自身の思いとなにゆえに多くの市民と弁護士がこの裁判を提訴したか、それについて率直な考えを述べさせていただきたいと思います。

ご承知の通り、安倍政権は２０１７年９月１９日にわが国の歴史上に大きな汚点を残す採決の強行により集団的自衛権の行使を容認する安保法制を国会で成立させ、翌年の３月２９日にこれを施行いたしました。そして安倍首相は昨年の憲法記念日の５月３日に「３年後の東京オリンピックの２０２０年に新憲法を施行する」と豪語し、年内に自衛隊を憲法９条に明記するなどの改憲原案をまとめました。さらに昨年の９月２８日には「大義なき衆議院解散」を断行して「憲法改正」を公約に掲げて３分の２の議席を得ましたが、私たちはこうした思いつきの乱暴きわまる策動を決して許してはならないとの覚悟を固めています。今日の事態はわが国の平和憲法と民主主義を守り抜いていくにあたって、きわめて深刻であると言わなければなりません。

私は３年前の９月１９日の夜、集団的自衛権行使容認の閣議決定の具体化としての安保法制の採決が強行された時、国会周辺に集まった多くの市民の方々とともにわが国の平和憲法が危機に瀕していること、７０年間以上にわたって「一人も殺されない、一人も殺さない」という崇高な国柄が一夜にして崩壊し

ていくのではないかということを強く実感させられました。憲法９条がなし崩し的に変えられていくことへの恐怖と国民主権と民主主義が最大の危機に陥っていることを憂える市民の方々、老人、女性、労働者、若者たちの表情の一つ一つは今も私の脳裏に焼きついております。そして、私はその場で戦前、戦中、戦後の時代を苦労だけを背負って生き抜いた亡き母のことを想い出しておりました。

私ごとでまことに恐縮ですが、私の生い立ちと母のことについて若干お話しすることをお許しいただきたいと思います。私の生き方の原点であり、今回の違憲訴訟の代理人になったことに深く関わっているからです。

私は日本の傀儡国家であった中国満州の「満州鉄道」の鉄道員だった父と旅館の女中をしていた母との間に生まれ、３歳の時にその満州で終戦を迎えました。８月９日のソ連軍の参戦により、満州にいた日本人の生命の危険はきわめて厳しくなり、私の父も私を生かすため中国人に預ける行動に出たようです。しかし、私の母は父の反対を押し切り、残留孤児になる寸前の私を抱きしめて故郷の長崎に命がけで連れ帰ってくれました。

引揚者として原爆の被災地である長崎に戻った私ども家族の生活は、筆舌に尽くせないほど貧しく、母は農家で使う縄や筵をなうため朝から晩まで寝る時間を削って働いていました。最後は結核になって病いに伏せてしまいましたが、母はいつも私に「こうして生きて日本に帰ってこれたのだからお前は戦争を憎み平和を守る国づくりのため全力を尽くしなさい」と教え続けてくれました。その母も今やこの世を去ってしまいましたが、若し３年前の９月１９日の参加者の中に母がいたならば、涙を流しながら私の手を握りしめて悲しい表情をしていたのは間違いないだろうと考えていました。私はこうした母の教えを受けて弁護士となり、これまで憲法と人権を守るためささやかな活動をしてきましたが、今回の明らかな憲法違反である安保法制の強行は私の母と同じような生き方をしてこられた多くの方々と私自身の人生を根底から否定するものであると痛感して、残された人生を平和憲法と民主主義を踏みにじる政府の蛮行に抵抗するための仕事に全てを捧げようと決意して代理人を引き受けることにいたしました。おそらくこうした思いは本日裁判所に出頭されている方々を含めて多くの原告や代理人が共通にされていると思います。

ところで私どもは、２０１７年９月に「安保法制違憲訴訟の会」を結成してこれまで全国の憲法問題に強い関心を持つ弁護士仲間と平和を愛する市民の皆様に対して、共に違憲訴訟の戦いに立ち上がるよう呼びかけて参りました。その結果、本日までに全国すべての各地から１６４３名の弁護士が訴訟の代理人に就任し、訴訟の原告となられた方は現在までに全国で７５１２名となっております。この勢いは今後もさらに広がっていき、全国的に怒涛のような流れに

なっていくことは間違いありません。
　私どもは一昨年４月２６日に東京地方裁判所に「国賠訴訟」と「差止訴訟」を提訴しましたが、東京地裁以外においては、本日までに原発事故発生地での福島をはじめ、高知、大阪、長崎、岡山、埼玉、長野、女性グループ、横浜、広島、福岡、京都、山口、大分、札幌、宮崎、群馬、釧路、鹿児島、沖縄、山梨そしてこの名古屋での提訴が相次ぎ、今後も全国各地で提訴に向けての準備がなされています。それとともに第二次第三次提訴がなされていますので、その動きは時を追って急速に全国に拡大されていくものと考えています。
　安保法制を違憲とする裁判は現在北から南までの全国各地で展開されていますが、原告の方々は裁判所に対して自分がなにゆえに原告となったのか、どうして安保法制に反対しなければならないのかについての陳述書を次々に提出しておられます。皆様の陳述の内容はもとよりさまざまな内容でありますが、いずれも自分の人生体験を振り返りながら、今回の安保法制が日本を再び戦争をできる国にしてしまったこと、それによって自分がどれほどの恐怖と不安を抱いているかを切々と訴えるものになっています。それを受けて東京地裁では原告の本人尋問などの証拠調べに入っております。私どもは戦争を憎み平和を求める原告らの魂からの叫びを聞きながら改めてこの違憲訴訟において何としても勝利しなければならないとの決意を新たにさせられました。
　私どもは圧倒的多くの憲法学者、最高裁長官や内閣法制局長官を歴任された有識者の方々が安保法制を憲法違反と断じている中で、行政権と立法権がこれらに背を向け、国会での十分な審議を尽くすことなく安保法制法の制定を強行したことは、憲法の基本原理である恒久平和主義に基づく憲法秩序を根底から覆すものだと考えております。このような危機に当たって、司法権こそが憲法８１条の違憲審査権に基づき、損なわれた憲法秩序を回復し、法の支配を貫徹する役割を有しており、またその機能を発揮することが今ほど強く求められているときはないものと確信しています。私どもは、裁判所が憲法の平和主義原理に基づく法秩序の回復と基本的人権保障の機能を遺憾なく発揮されることを切に望むものです。

　改めてご説明するまでもなく、安倍政権は昨年の総選挙において憲法改悪を発議できる３分の２を確保したとして集団的自衛権の任務を課された自衛隊を憲法九条に明記しようと目論んでいますが、主権者である国民の２割程度の得票率しか得ていない自民党にそれを進めていく資格などあろうはずがありません。
　２ヶ月半前に実施された沖縄知事選挙では、基地撤去と平和憲法順守を掲げた候補が圧勝したことに見られるように、主権者である国民の圧倒的多数は安倍政権にＮＯ、レッドカードを突きつけております。
　折りしも今年は憲法施行７１年、今という時こそ「国民主権、基本的人権の

尊重、平和主義」の三大基本原則の完全実現を目指して全ての国民市民が一致して立ち上がらなければならないと思っております。

最後に、安倍政権は戦争政策を遂行するアメリカにひたすら追随しつつ「戦争法」とも称されている安保法制法について国民が「忘却」することをひたすら期待してしますが、私どもは、こうした策動に屈することなく、これからのわが国の未来のために平和憲法を死守することを絶対に諦めてはならないと考えて安保法制の違憲訴訟に取り組んでおります。。

名古屋地方裁判所におかれては多くの市民の方々の心からの願いと真摯に向かい合われることを切望して、私からの意見陳述とさせていただきます。

以上

（本文のみ３３８７字）